

議第65号 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第53号）による指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）（以下これらを「国の基準」といいます。）の一部改正に伴い，関係条例について，所要の規定の整備等をするものです。

2 改正の主な内容

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所があるときは，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師は当該指定地域密着型通所介護事業所の職務に従事できることとします。
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域密着型通所介護事業所があるときは，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師は当該指定地域密着型通所介護事業所の職務に従事できることとします。

3 市の考え方

国の基準に追加された事項はいずれも「従うべき基準」です。これらの事項について，本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため，国の基準を呉市の基準としています。

国の基準	改正のある主な事項
従うべき基準	<呉市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例> 従業員の員数等（第84条） <呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例> 従業員の員数等（第45条）

【参考】

- ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

公布の日

5 新旧対照表

(1) 呉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第1条の規定による改正部分）

現行			改正案		
(従業者の員数等)			(従業者の員数等)		
第84条 (略)			第84条 (略)		
2～5 (略)			2～5 (略)		
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。			6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。		
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等（昭和中23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第193条第7項第4号において同じ。）	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法第193条第7項第4号において同じ。）	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等（昭和中23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。第193条第7項第4号において同じ。）	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法第193条第7項第4号において同じ。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	看護師又は准看護師	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定	看護師又は准看護師

<p>一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合</p>	<p>地域密着型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>
7～13 (略)	7～13 (略)

(2) 呉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聞く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を<u>聴く</u>機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施</p>	<p>(従業者の員数等)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる当該施</p>

設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等（いずれかが併設されている場合）	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等（いずれかがある場合）	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）	看護師又は准看護師
	指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。），指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	

7～13 (略)

(準用)

第87条 第12条，第13条，第15条，第16条，第24条，第25条，第27条，第32条から第35条まで，第37条，第38条（第4項を除く。）から第40条____
まで，第57条，第60条及び第62条の規定

設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等（いずれかが併設されている場合）	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等（いずれかがある場合）	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。） 指定地域密着型通所介護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。），指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7～13 (略)

(準用)

第87条 第12条，第13条，第15条，第16条，第24条，第25条，第27条，第32条から第35条まで，第37条，第38条（第4項を除く。）から第40条（第5項を除く。）
まで，第57条，第60条及び第62条の規定

は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。